

平成30年11月

お茶の水女子大学グローバルリーダーシップ研究所

特別研究員(呼称:みがかずば研究員)

平成31年度前期採用分募集要項

1. 趣旨

お茶の水女子大学は女性の力を活用して社会と文化、そして学術の新たな展開を促し、男女共同参画社会の実現を加速化するための取組みを推進しています。取組みの一つとして、本学では平成24年度から我が国の学術研究の将来を担う創造性に富んだ女性研究者の養成・確保に資するため本学独自の特別研究員(呼称:みがかずば研究員)制度を導入いたしました。

優れた女性研究者の継続的な研究活動を支援するとともに、女性研究者が研究中断後に円滑に研究現場に復帰する機会を提供します。

2. 対象分野

人文・社会科学及び自然科学の全分野

3. 採用予定数

5名程度

4. 申請資格

次の(1)～(4)全てを満たす者。

- (1) 博士の学位を有している者。又は平成31年3月31日までに博士の学位を取得する見込みの者。
- (2) 常勤職に就いていない研究者。(着任時)
- (3) 日本国籍を持つ者、又は我が国に居住している外国人。
- (4) 応募前に受入教員の上承を得た者。

[備考] (ア) 採用内定後に採用資格確認書類として、博士の学位取得証明書の提出を求めます。指定期日までに提出できない場合は、採用されません。

(イ) 外国人は、「在留カードの写し(表裏)」もしくは「住民票(氏名、生年月日、性別、国籍等、在留資格、在留期間及び在留期間の満了の日が記載されているもの)」又は「外国人登録証明書の写し(表裏)」及び「資格外活動許可に関する書類」を申請時に提出すること。
就労可能な在留資格があること。

5. 採用期間

平成31(2019)年4月1日から2020年3月31日まで
継続を希望する場合は、改めて申請する必要がある。

[注] 採用の通算期間は原則として2年以内。ただし、やむを得ない場合であっても3年を限度とする。

6. 所属

お茶の水女子大学 グローバルリーダーシップ研究所

[注] 研究に従事する場所及び学内外からの連絡先は、受入教員の研究室とする。

7. 身分

国立大学法人お茶の水女子大学非常勤職員就業規則に規定する「特別研究員」

8. 就業時間

週2時間

9. 給与

国立大学法人お茶の水女子大学非常勤職員給与規程に基づき支給（時間給 5,700円）
税金は控除する。

10. 手当

国立大学法人お茶の水女子大学非常勤職員給与規程に基づき、通勤手当を支給する。ただし、月額
10,000円を限度とし、通勤距離が2km未満の場合は支給しない。

なお、採用日が月の中途の場合、通勤手当支給は翌月分から支給する。

期末、勤勉手当は支給しない。

11. 退職手当

なし

12. 加入保険

労災保険に加入

13. 雇用主

国立大学法人お茶の水女子大学長

14. 申請手続

特別研究員の申請は、お茶の水女子大学指定の様式により申請すること。

15. 提出書類

① 履歴書（写真貼付・捺印のもの）

② 特別研究員申請書……………（A4）1部
所定の様式に記載したもの。

③ 研究計画書……………（A4）1部

現在までの研究状況・これからの研究計画・研究成果等を記載したもの。所定の様式に
記載すること。記載枠の大きさの改変や頁の追加は不可。

④ 研究業績一覧……………（A4）1部

原著論文（査読の有無）、総説、著書、学会発表（国際会議、国内会議）、外部資金獲
得状況、受賞など。

⑤ 推薦書…………… 推薦書1通又は応募者についての所見を求めうる方（2名）の氏
名、所属、連絡先。

⑥ 志望動機……………（A4）1部

16. 申請書類の提出方法

企画戦略課（広報担当）[大学本館1階117室]に直接提出又は簡易書留で郵送すること。

17. 申請受付期間

平成31年1月10日（木）から2月1日（金）まで（17時締切）

18. 申請書類提出先

〒112-8610 東京都文京区大塚2丁目1番1号

お茶の水女子大学 企画戦略課 男女共同参画推進担当 宛

19. 選考及び結果の通知

(1) 選考

- ① 選考は、お茶の水女子大学グローバルリーダーシップ研究所特別研究員選考委員会において第1次選考（書類選考）を行う。
- ② 第2次選考（面接選考）は、第1次選考（書類選考）合格者について、平成31年2月18日（月）午後を予定している。

(2) 選考結果の通知

- ① 第1次選考（書類選考）の結果は、本人宛に郵送等にて通知する。
- ② 第2次選考（面接選考）の結果は、平成31年3月中旬頃に本人宛に郵送等にて通知する。

20. 特別研究員の義務等

(1) 特別研究員は、研究計画書記載の研究計画に基づき研究を行う。

研究の進捗状況に著しい問題があるなどの場合には、特別研究員の採用を取消すことがある。

- (2) 特別研究員は、毎年度末及び採用期間終了後速やかに研究報告書を提出しなければならない。
- (3) 特別研究員に採用された者に対し、毎年度末及び採用期間終了時に研究の進捗状況等についての評価が実施される場合がある。
- (4) 上記の義務等に反した場合、又は研究における不正行為等、特別研究員としてふさわしくない行為があった場合には、特別研究員としての採用を取消すことがある。
- (5) この特別研究員の資格は、国立大学法人お茶の水女子大学基幹研究院研究員、国立大学法人お茶の水女子大学学部教育研究協力員、国立大学法人お茶の水女子大学のセンター研究協力員、独立行政法人日本学術振興会特別研究員の資格と同時に持つことはできない。
- (6) 研究成果の発表を行う時には、特別研究員で行った研究成果であることを表示すること。

21. その他

申請書類及び選考について

- ① 申請書類は、お茶の水女子大学所定の様式を使用すること。
- ② 申請書類の提出後、その記載事項を変更し、又は補充することは認められない。提出された申請書の内容が事実と異なる場合、当該申請は無効となる。
- ③ 提出された申請書類は返却しない。
- ④ お茶の水女子大学は、第2次選考（面接選考）のための旅費は負担しない。
- ⑤ 申請書類に虚偽が発見された場合は、採用後であっても採用を取消すことがある。

22. 本募集に関する連絡先

お茶の水女子大学 企画戦略課

男女共同参画推進担当

電話：(03) 5978-5336

E-mail：danjo@cc.ocha.ac.jp